

孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業）実施要領

制 定 令和6年4月3日府孤推第7号
内閣府孤独・孤立対策推進室長通知

1 目的

孤独・孤立対策担い手育成支援事業交付金（以下「交付金」という。）は、孤独・孤立対策に取り組む民間団体に対する運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織等民間団体（以下「中間支援組織」という。）の取組を支援することにより、民間団体による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進することを目的とする。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体である中間支援組織（以下「交付事業者」という。）は、次のすべての要件を満たす団体とする。

ア 法人格を有する非営利団体（特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人等）であること。

イ 市民活動に取り組む団体に対して、情報提供、相談対応、人材育成、ネットワーク形成等の非資金的支援、活動資金・施設の仲介・提供、市民活動に関する一般社会への啓発等を行う団体であること。

ウ 日本に拠点を有していること。

エ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

オ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体ではないこと。

キ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く。）を主たる目的とする団体ではないこと。

ク コンソーシアムで応募する場合にあっては、次に掲げるいずれにも該当すること。

① コンソーシアムの構成員は、単体法人又は他のコンソーシアムでの応募をしていないこと。

② コンソーシアムを構成する法人間において、交付決定後、その結成、運営等について以下の事項に関する規程を含む協定を締結すること（協定書（案）については、申請書とともに事前に提出し、交付決定後には、速やかに協定書を提出すること。）

- ・代表者の権限（申請、報告、請求、財産管理、内閣府との調整）
- ・事業を実施する上での監理体制
- ・各構成員の業務の分担

③ コンソーシアムの構成員全てが上記ア～キの全てを満たしていること。

(2) 交付事業者は、交付事業者が適切と認める団体に、本事業の一部を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。

る。この場合において、委託を行う交付事業者は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも交付事業者であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

- (3) (2) の委託を行う場合は、交付申請時に委託の内容、理由その他必要な事項を届けること。ただし、外注費（印刷費、会場借料、翻訳費その他これに類するもの）についてはこの限りでない。

3 事業内容

交付事業者は、孤独・孤立の問題の予防の観点から、日常の様々な分野における緩やかな「つながり」の構築を実践している、あるいは新たに取り組もうとしているNPO等を発掘し、地域の多様な主体との連携・協働を促進するとともに、情報提供、相談対応、研修等による伴走型支援を通じて個々のNPO等の経営力や事業力を高め、孤独・孤立対策の機運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築する。

【取組例】

- ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施
- ・地域の孤独・孤立対策の機運醸成と関係者間のネットワーク形成
- ・従来の活動領域を超えた緩やかなつながりづくりのモデル構築
- ・支援物資・サービスの効率的な提供に向けたデジタル化支援

4 事業実施に当たっての留意点

- (1) 交付事業者は、一つの都道府県を超えた区域で事業を実施するものとする。ただし、北海道の広域（複数の振興局にまたがる区域）又は沖縄県において事業を実施する場合は、当該区域のみで事業を実施することができるものとする。
- (2) 交付事業者は、本事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。なお、本事業の対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とする。
- (3) 交付金の交付を受けようとする者は、交付申請時に事業の目標に関する客観的な指標を設定するとともに、事業完了時にその達成状況について評価を行うものとする。

5 事業の検査等

- (1) 内閣総理大臣は、事業の適正を期するため必要があるときは、交付事業者に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 内閣総理大臣は、(1)の検査等により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年府会第393号)、孤独・孤立対策推進交付金(孤独・孤立対策担い手育成支援事業)交付要綱(令和6年4月3日内閣総理大臣決定。以下「交付要綱」という。)又は本要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、交付事業者に対して、事業の中止若しくは変更又は交付要綱若しくは本要領の内容に適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

附 則

この要領は、令和6年4月3日から施行する。